

様式第2号（第8条関係）

審議会等会議録

会議の名称	令和4年度第1回加須市情報公開・個人情報保護運営審議会（書面審議）
開催日時	【書面審議通知日】 令和4年8月17日（水） 【議決日（書面決議書提出期限日）】 令和4年8月30日（火）
開催場所	—
議長氏名	内田会長
出席委員	【書面審議を通知した者】 内田会長、尾高副会長、山田委員、小川委員、瀬々委員、小沼委員、岡田委員、江田委員、平野委員、足立委員
欠席委員	—
会議次第	【議事（書面審議を行う事項）】 1 個人情報の外部提供についての諮問 コンピュータの外部接続による個人情報を外部提供することについての諮問 ・ 公営企業会計システム管理事務 2 個人情報を取り扱う事務の委託についての諮問 ・ 新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援 3 個人情報保護制度に関する事務の改善についての諮問 (1) 「加須市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定について (2) 加須市情報公開・個人情報保護運営審議会の見直しについて 【その他】 4 個人情報取扱事務に係る報告 (1) 特定個人情報保護評価の見直しについて (2) 住民基本台帳ネットワークに係る個人情報処理状況報告 (3) 個人情報取扱事務の届出について (4) 個人情報の漏えいについて
会議資料の名称	資料1 個人情報の外部提供についての諮問 コンピュータの外部接続による個人情報を外部提供することについての諮問 資料2 個人情報を取り扱う事務の委託についての諮問 資料3 特定個人情報保護評価の見直しについての報告等 資料4 個人情報保護制度に関する事務の改善についての諮問
会議の公開又は非公開の別	—
非公開の理由	—

傍聴者の数	—
説明者の職・氏名	地域福祉課 課長 岩崎哲也 総務課 課長 細田周作
事務局職員職・氏名	総務課 課長 細田周作、主幹 中村謙三
会議録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 <input type="checkbox"/> 全文記録
その他必要な事項	

様式第3号（第8条関係）

発言者	会議の内容（発言内容、審議経過、決定事項等）
	【議事（書面審議を行う事項）】
	1 個人情報の外部提供についての諮問
	コンピュータの外部接続による個人情報を外部提供することについての諮問
	・ 公営企業会計システム管理事務
	（意見なし）
	（書面決議）
	諮問事項の承認に賛成：10人 反対：0人 総員賛成により諮問事項を承認
	2 個人情報を取り扱う事務の委託についての諮問
	・ 新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援
	（書面による意見及び回答）
内田会長	委託業者は東武トップツアーズ(株)さいたま支店とあるが、加須市内のスーパー・商店等の検討はあったのか？
地域福祉課	今回の委託業者につきましては、7月中旬以降、急激に自宅療養者が増加している中、円滑かつ迅速な自宅療養者への物資の支援を行うため、他市町村において自宅療養者支援業務の実績がある複数の業者の中から、見積額等を踏まえて選定しました。 なお、今回の業務委託は、支援が必要な方に物資をお届けする業務を中心としていますが、物資の調達につきましては既に市内店舗と契約をしております。
尾高副会長	新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援の置き配を受け、市の職員の方が玄関先まで届けてくれた。ありがとうございました。 本来の業務が忙しい中、市内各地に向けて重い箱詰め品物を届けていただくご苦労に心から感謝致します。
地域福祉課	新型コロナウイルス感染症の自宅療養者支援につきましては、引き続き、きめ細やかな支援を継続していくよう努めてまいります。 また、今回の業務の委託に当たっては、個人の健康状態を含む情報を取り扱うこととなりますので、市はもちろん委託業者を含め、個人情報の保護を徹底してまいります。
山田委員	アウトソーシングにおいてよく生ずる問題に「再委託」があると思う。 委託契約約款ないし個人情報取扱特記事項など、再委託について禁止したり、承諾を求めたりする定めを置くことはどこでも行っていることだが、この条項が単なる

	<p>文章とならないよう、受託者の業態に十分に注意を払うことが肝要と考える。</p> <p>また、「個人情報の返還」についても同様のことがいえる。</p>
地域福祉課	<p>今回の委託業務においては、現在のところ再委託する予定はございません（資料3の10ページに本件事務の変更内容として「再委託あり」と記載したのは、今後再委託を行う場合があることを想定したものです。）。</p> <p>再委託する旨の相談があった場合は、委託業者には、次のような安全管理措置を講ずるとともに、再委託業者に対しても徹底させるよう市から指導した上で、一部業務の再委託を承認する予定です。</p> <p>また、再委託の有無にかかわらず、業務の実施状況について適宜確認してまいります。</p> <p>【組織的措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いに係る規律に従った運用 ・個人情報の取扱状況を確認する手段の整備 等 <p>【人的措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者の教育 <p>【物理的措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 ・個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄 等 <p>【技術的措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス制御 ・外部からの不正アクセス等の防止 等
	(書面決議)
	<p>諮問事項の承認に賛成：10人 反対：0人</p> <p>総員賛成により諮問事項を承認</p>
	3 個人情報保護制度に関する事務の改善についての諮問
	(1) 「加須市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定について
	(書面による意見及び回答)
尾高副会長	<p>国のガイドラインにより、条例を定めなければならないとなっていることから、「加須市個人情報の保護に関する施行条例」を制定することについては承認する。</p>
小川委員	<p>資料4-Aの16ページにおいて、「開示決定等の期限に関する規定」について、事務局案として示されている「15日」とすることについては、理由についても納得できるものである。</p> <p>改正法では、開示決定等の期限は「請求があった日から30日以内」となっているが、加須市情報公開条例と</p>

	<p>しては同資料 17 ページの表の右欄に標記されているようにするということか？</p> <p>市民の立場としては、理由欄に示されているとおりなので、よろしくお願ひしたい。</p>
総務課	<p>「個人情報保護制度」と「情報公開制度」は別の制度であり、このたびの法改正は、「情報公開制度」の見直しを必要とするものではありません。</p> <p>「情報公開制度」について、現行の加須市情報公開条例では、情報公開請求があった場合の公開決定の期限を、資料 17 ページの表の右欄に（参考）としてお示ししたとおり、「請求があった日から 15 日以内」と定めておりますが、同条例の当該規定を改正することは考えておりません。</p> <p>「個人情報保護制度」について、加須市においては、改正法の施行後においても、「個人情報の開示請求の開示決定の期限」を法定の「30 日以内」ではなく、現行どおり「15 日以内」とするための規定を条例に定めます。</p> <p>「情報公開請求の公開決定の期限」と「個人情報開示請求の開示決定の期限」をいずれも現行どおり「15 日以内」のままとすることにより、市民サービスが低下しないように運用してまいります。</p>
	(書面決議)
	<p>諮問事項の承認に賛成：10 人 反対：0 人</p> <p>総員賛成により諮問事項を承認</p>
	(2) 加須市情報公開・個人情報保護運営審議会の見直しについて
	(書面による意見及び回答)
内田会長	<p>全国共通ルールの下での判断を支持し、承認する。</p> <p>資料 4-A についての説明資料に、「特に重要な事項について意見を聴く必要がある場合が発生する頻度は、数年に 1 回あるかないか程度と見込んでいる」と記述してある。</p> <p>① その場合にどのように対処・判断するのか？</p> <p>② 「特に重要な事項」とは、例えばどのような事項か？</p>
総務課	<p>① 運営審議会の廃止後において、「特に重要な事項」について意見を聴く必要がある場合には、「加須市情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、協議していただくことにより、引き続き、個人情報保護制度の適正な運用に努めてまいります。</p> <p>② 国のガイドラインによれば、「個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた</p>

	<p>審議が必要であると合理的に判断される場合」をいうとされています。</p> <p>今後、特に重要な事項として審査会に諮問することが見込まれる案件については、例えば次のような事項が該当するのではないかと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の制定・改廃に関すること。 ・ 個人情報の漏えい等の重大な事故が発生した場合の検証、再発防止等に関すること。 ・ 情報公開制度、個人情報保護制度に係る新たな運用や重要な事務改善に関すること。
尾高副会長	<p>国のガイドラインにより、「専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることも可能である」と明記されていることから、承認する。</p>
山田委員	<p>法改正の後になお国との「適切な役割分担を通じ」保護措置を講じていくこと等から、特に諮問が必要な事項等につき、市の諮問機関に諮問する制度は引き続き必要と考える。</p> <p>審査会に引き継がれるのであれば、十分に役割が果たされると思う。</p>
小川委員	<p>弁護士等の専門的知識を有する「加須市情報公開・個人情報保護審査会」があり、そこで検討される機会が保たれることができるため、運営審議会の廃止に賛成する。</p>
瀬々委員	<p>事務局案のとおり、個人情報の保護に関し知識を有している委員（弁護士を中心）で構成している審査会なので、審議会の存在は不要と考える。</p> <p>見直し案のとおり、審議会を廃止し、審査会に統合することに賛成する。</p> <p>報告事務について、市のホームページでの公表を行うことも賛成する。</p>
小沼委員	<p>特に重要な事項がないのであれば、審査会に統合するほうがよいと考える。</p>
岡田委員	<p>要諮問案件の発生頻度からすると、審議会・審査会の一本化は当然と思われる。</p> <p>また、専門知識を有する委員で構成される審査会への統合は、理にかなっていると言える。</p>
江田委員	<p>事務効率の向上による迅速化が図られ、統合するメリットが大きいため、諮問どおり実施することを承認する。</p>
平野委員	<p>資料記載の経緯のとおり、年1回の報告を受けるだけでは、単独の機関として存続する意義が薄いと思われる。</p> <p>制度の運用の透明性を確保した上で、廃止の方向で賛成する。</p>
足立委員	<p>単独の機関としての存続意義の低下のため、諮問どおり実施することを承認する。</p>

	(書面決議)
	諮問事項の承認に賛成：10人 反対：0人 総員賛成により諮問事項を承認
	4 個人情報取扱事務に係る報告
	(1) 特定個人情報保護評価の見直しについて (意見なし)
	(2) 住民基本台帳ネットワークに係る個人情報処理状況報告 (意見なし)
	(3) 個人情報取扱事務の届出について (意見なし)
	(4) 個人情報の漏えいについて
山田委員	他の自治体等における事故事例についての情報を共有する ような機会や制度はあるのか、ご教示いただきたい。
総務課	県内の市町村で構成される「埼玉県内情報公開事務研究会」 に本市も参画しており、毎年、県内の自治体の担当者と事例研究や 意見交換を行う機会があります。 なお、改正法施行後においては、個人情報の漏えい等の重大な事故が 発生した場合には、国の独立行政委員会である「個人情報保護委員会」 に報告することとなるため、同委員会が全国の事例を把握する仕組みが 開始されます。 同委員会のサイトでは、各自治体に対し注意喚起情報やヒヤリハット 事例が提供されており、本市としても、他自治体での事例等を教訓に しながら、個人情報の適正な取扱いに努めてまいります。
会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。(注)	
令和 4 年 9 月 16 日	署名 <u>内田 昇</u>

(注)特に署名を要しない審議会等については、事務局名を記入してください。